

鳥取県立米子高等学校生徒指導規程

1 生徒指導の目的

生徒指導が一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動であることを鑑み、全ての生徒にとって、個々の人格のよりよき発達と学校生活が有意義で興味深く充実したものになるよう適切な生徒指導を行うものとする。

2 生徒指導の基本的方針

- (1) 全教職員の日常の人間的な触れあいに基づくきめ細かい観察や面接などにより、広い視野から生徒理解を行う。
- (2) 学級担任を中心として日頃から学校の教育理念・教育目標や指導方針等について生徒・保護者へ説明するとともに、生徒の状況等について保護者に連絡し理解を得る。
- (3) 生徒に対し、懲戒または教育的指導の措置をとるときは、「生徒指導等に関するガイドライン 改訂版」（平成28年3月23日付第201500186609号教育長通知 令和2年3月改訂）に定められた指針等に留意しながら、生徒の内省を促し、効果的なものとなるように行う。

3 基本的生活習慣に関する生徒指導

(1) 頭髪

ア 基本事項

- ①清潔であり、不快感を与えないものとする。
- ②そのまま面接試験等に対応できる頭髪とする。

イ 頭髪の色・加工等の禁止事項

- ①染色・脱色・パーマ・カール・エクステンション等の加工は禁止とする。
- ②ヘアアイロン等による加工を禁止する。

(2) 服装等

ア 基本事項

- ①登下校時及び校内では、制服を着用すること。ただし休業日に部活動で登下校する際は、体操服・校名が入った部でそろえたウェアを着用してもよい。
- ②スカート丈は、膝の中心とし、ストッキング、ソックスは華美でないものとする。
- ③冬服用用期間は、ブレザー、スラックス、スカート、学校指定長袖カッターシャツを着用し、ネクタイ・リボンをきちんとつけること。
- ④冬服用用期間は、登下校時にブレザーの上に防寒着を着用してもよい。校内ではブレザーを脱いで学校指定カーディガンを着用して行動してもよい。ただし、登下校・式典・集会・講演会等は必ずブレザーを着用すること。
- ⑤夏服用用期間は、学校指定半袖・長袖カッター・半袖カッター又は半袖ポロシャツとする。ただし、天候等によっては学校指定カーディガンの着用を認めることがある。
- ⑥異装が必要な場合は担任に異装許可願を提出し、許可を得ること。
- ⑦各期間の服装

	冬服期間	衣替え期間	夏服期間
ブレザー	○	○	×
冬用スラックス・スカート	○	○	×
長袖カッター	○	○	○
夏用スラックス・スカート	×	○	○
半袖カッター	×	○	○
半袖ポロシャツ	×	○	○
ネクタイ・リボン	○	○	×
学校指定黒カーディガン	○	○	△

イ 禁止事項

- ①スラックス下げ、短いスカート、制服・スラックス・スカートからのシャツ出し、スカートの下にジャージ等を履くこと、襟出しは禁止する。
- ②スカートに、加工を施したり、腰部を折って履いてはならない。
- ③スカートをベルトで留めることは認めない。違反者のベルトについては学校預かりとする。
- ④ピアス類（透明なものも含め）、指輪、ネックレス等のアクセサリーの着用は禁止する。違反した場合は、学校預かりとする。
- ⑤化粧（色付きリップも含む。）並びにマニキュア、つけ爪は認めない。
- ⑥靴以外の履き物（サンダル等）で登校することを禁止する。
- ⑦校舎内において、マフラー等の防寒具を着用して行動してはならない。登校時教室までと放課後教室から校舎外に出るまではその限りではない。

- ⑧ひざかけについては、教室内においてのみ使用を認め（考査時は使用禁止）、それ以外は禁止する。教室外移動の際には折りたたんで持ち運ぶこと。

(3) 頭髪・服装の指導等

- ア 毎月初めに、全学年服装指導を実施する。
 イ 頭髪、ピアスで違反があった場合は、別日に再指導を実施し改善させる。
 ウ 違反者に対しては保護者に連絡の上、改善するよう指導する。

(4) 遅刻指導

- ア 8時45分のチャイムが鳴るまでに所属の教室の自席に着席していない場合、遅刻とする。
 イ 対応手順
 ①8時45分以降に登校した者は「遅刻確認票」を受け取る。朝読の遅刻の場合は英語教室1へ移動する。それ以外の場合職員室で確認票を受け取る。
 ②教室等へ速やかに移動し、教科担当教員に遅刻確認票を見せ遅刻したことを説明する。
 ③授業終了後、速やかに担任に遅刻確認票を提出する。
 ④その日のうちに生活指導部主任・主幹教諭・教頭の順にサインをもらい指導を受ける。
 ⑤担任へ提出する。
 ⑥遅刻したにもかかわらず、遅刻確認票が提出されなかった場合、教頭の説諭を受ける。
 ウ 遅刻者は、下記のとおり「遅刻確認票」による指導を受けること。

遅刻1回目／月	「遅刻確認票」を用い指導
遅刻2回目／月	「遅刻確認票」を用い、「担任が保護者に連絡を入れ注意」
遅刻3回目／月	「遅刻確認票」を用い、「翌月生活指導部が多遅刻指導」
遅刻4回目／月以降	生徒指導委員会で指導措置（保護者召喚あり）を決定する

- ・通院など疾病による遅刻は、別途対応する。

(5) スマートフォン・携帯電話等の使用

ア 基本事項

- ①学校内での使用は禁止する。学校内では電源を切り、鍵付きロッカー又はカバンに入れておくこと。
 ②放課後、校舎外において迎いの連絡等で使用することができる。ただし、玄関前では使用禁止とする。

イ 指導対応の流れ

1回目／年	担任注意、担任が預かり、その日の放課後に返却
2回目／年	生活指導部注意、生活指導部が預かり、その日の放課後返却
3回目／年	生活指導部嚴重注意、SHRから放課後まで生活指導部が1週間預かり
4回目／年以降	生徒指導委員会で指導措置（保護者召喚あり）を決定する

(6) 外出等

- ア 無断外泊は禁止する。やむを得ない外泊については、保護者間で連絡を取り合い双方合意の上で外泊するものとする。
 イ 午後10時以降の外出は禁止する。やむを得ず午後10時以降に外出する場合は、保護者同伴とする。（午後11時以降は「深夜徘徊」として警察の指導対象となる。）
 ウ 風俗営業・パチンコ店・場外馬券売り場等への出入りは禁止する。
 エ カラオケボックスへの出入りは好ましくない。

(7) その他

- ア 貴重品については鍵付個人ロッカーを使用する等、各自で嚴重に管理すること。また、不要な現金等は持ってこないこと。
 イ 学業に不要なものは学校に持ってこないこと。

4 アルバイトに関する生徒指導

(1) 基本事項

- ア アルバイトは原則として禁止とする。ただし、下記の許可条件を満たしている場合に限り、長期休業中と平常時（長期休業中とその期間以外の週休日・祝日）のアルバイトにおいては、生活指導委員会で判断し許可する。
 イ 長期休業中アルバイトは、保護者と本人の願い出により、担任及び部顧問の同意を得て許可する。
 ウ 平常時アルバイトについては、家庭の事情により止むを得ない場合のみ、保護者と本人の願い出により、担任及び部顧問の同意を得て、学校生活に支障がない範囲で許可する。但し、1年次生は夏休み明けまで禁止とする。
 エ 平常時アルバイトは年度更新とし、当該年度の第3学期終業式までに更新手続きを終了すること。

- オ 雇用主とアルバイト協約書が取れること。
- カ 1日の労働時間は8時間以内とし、午後8時以降は禁止する。
- キ 危険な仕事・泊を伴うもの・アルコール提供が主のアルバイトは認めない。
- ク 学校生活に支障をきたす場合には、許可を取り消すことがある。
注) 支障…学習意欲の低下、欠席・遅刻の増加、服装・頭髪等生活規律の乱れ、その他問題行動など

(2) アルバイト許可条件

ア 学業、学習状況、生活面で問題がなければ許可する。但し下記の項目のいずれかに該当する者は許可しない。

成 績	各学期の評定に「1」がある。
欠 時	出席時間数が出席すべき時間数の5分の4以上を満たしていない科目がある。
遅 刻	第1学期8回・第2学期10回・第3学期7回以上、遅刻確認票で指導を受けた。または、1ヶ月で3回以上遅刻確認票で指導を受けた。
服装等	服装・ピアス・化粧・頭髪等で指導を受けた。

イ 平常時アルバイトは、各年度で発行される「平常時アルバイト許可に係わる世帯総所得金額に関する基準」を満たしている場合に許可する。

(3) 無断アルバイトに対する指導

学校の許可を受けずにアルバイトをした場合には、生徒指導委員会で指導措置を決定する。

5 交通安全に関する生徒指導

(1) 自転車関係

ア 基本事項

- ① 自転車を運転する場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）並びに鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）を遵守すること。
- ② 自転車通学を希望する生徒は、自転車損害賠償保険等に参加し、自転車乗車用ヘルメット（SGマーク付き）を着用すること。（通学許可条件）
- ③ 自転車通学を希望する生徒は、必ず「自転車通学許可願」を提出した上で、購入したステッカーを自転車に貼付するものとする。
- ④ 自転車通学に、特定小型原動機付自転車（キックボード）の使用は、禁止する。

イ 自転車に関する主なルール

留 意 点	・ 車道の左側端通行が原則（歩道や進路左側の路側帯の通行は例外） ・ 一時停止標識のある交差点では一時停止
禁 止 事 項	・ 無灯火、二人乗り、信号無視、並進、傘差し ・ 自転車運転中のスマートフォン・携帯電話、ヘッドホン・イヤホン等の使用 ・ 有効なブレーキや警笛器（ベル）を備えていない自転車の使用

ウ 指導対応の流れ

1回目／月	担任注意、保護者連絡
2回目／月	生活指導部注意、保護者連絡
3回目／月	生活指導部嚴重注意、保護者連絡
4回目／月以降	生徒指導委員会で指導措置（保護者召喚あり）を決定する

(2) 二輪免許取得関係

原則として運転免許の取得および乗車は禁止である。ただし、著しく通学に不便な地域の者については、保護者の申し出により協議の上許可することがある。その際に乗車できるバイクは50cc以下とする。

(3) 普通乗用自動車運転免許取得に係わる自動車学校への通学

ア 普通乗用自動車運転免許取得に係わる自動車学校への通学許可要件は、次のとおりである。

- ① 第2学期の終業日の午後からまたは自由登校開始日の前日午後から許可する。
- ② 就職希望者または進学希望者で合格内定していること。
- ③ 学校徴収金・実習・教材費が全額納入されていること。
- ④ 無断欠席、遅刻、早退がないこと。
- ⑤ 服装・頭髪等の違反がないこと。
- ⑥ 入学後に交通違反（無免許運転、無断免許取得等）がないこと。
- ⑦ 第2学期の成績に評定1がないこと。

- ⑧全ての科目において、出席時間数が出席すべき時間数の5分の4以上であること。
 イ 自動車学校の卒業証明書は、卒業式まで学校で保管する。

6 問題行動に対する生徒指導

(1) 基本事項

校則違反（考查中の不正行為を含む）、不良行為、犯罪行為を問題行動とし、問題行動事案に関係する生徒に対し必要な「懲戒処分」若しくは「教育的指導」を行うものとする。

問題行動(例)	暴力行為、万引き、窃盗、深夜徘徊、喫煙、個人情報漏洩、いじめ、暴言、 考查中の不正行為、SNSへの不適切投稿、無断アルバイト、わいせつ行為
---------	--

(2) 懲戒処分

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒として、退学と停学ならびに訓告がある。

＜懲戒の要件（例）＞

退学	- 校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合 - 学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合 - 教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常でない場合
停学	- 校則違反、不良行為等の問題行動を繰り返す場合 - 校則違反、不良行為等の問題行動及びその結果の重大性が認められる場合 - 校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、自宅謹慎又は学校内謹慎では、教育的効果を期待できない場合
訓告	校則違反等の問題行動が認められ、説諭では教育的効果を期待できない場合

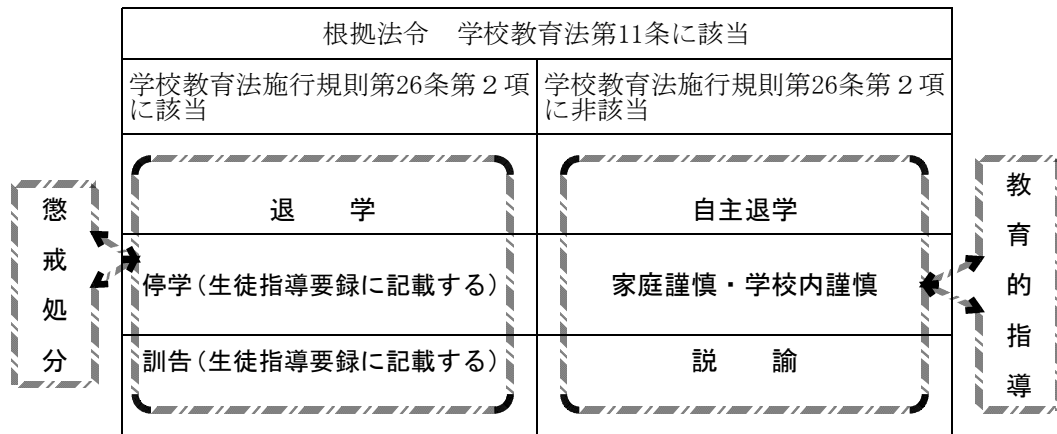
(3) 教育的指導

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わない教育的指導として、自主退学、謹慎（家庭謹慎、学校内謹慎）、校長による説諭等がある。

＜教育的指導の要件（例）＞

自主退学	- 校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出があり、学校がこれを認める場合 - 学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合 - 教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常でない場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合
家庭 謹慎	校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合
学校内 謹慎	校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合であって、自宅謹慎では教育的効果を期待できない場合
説諭	校則違反等の問題行動が認められ、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合

(4) 懲戒処分・教育的指導の関係



(5) 問題行動に対する、懲戒の標準的な量定等

問題行動に対する、懲戒の標準的な量定は、以下の表のとおりとする。なお、問題行動を行った生徒の反省状況や保護者の理解や協力、その他支援体制等に応じて教育的指導を行う場合には、下記の量定を参考にしながら、謹慎期間等を決定する。

問題行動	量 定	問題行動	量 定
窃盗・万引き	停学7日間程度	不正乗車	停学5日間程度
暴力・暴言・威圧行為等 (対教員含む)	停学7日間程度	無断アルバイト	停学3日間程度
いじめ(インターネット 上のものを含む)	停学7日間程度	インターネット等不適 切利用(インターネット 上のいじめを除く)	停学3日間程度
身体的接触を伴うわい せつ行為及び盗撮行為	停学7日間程度	飲酒・喫煙	停学3日間程度
わいせつな言動 (セクハラ行為)	停学5日間程度	運転免許無断取得	停学3日間程度
テストにおける不正	停学5日間程度	器物破損	停学3日間程度
		占有離脱物横領	停学3日間程度

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- この改正は、令和6年4月1日から施行する。